

2015年日本政府年次報告

「国際労働基準の実施を促進するための三者協議に関する条約（第144号）」

（2014年6月1日～2015年5月31日）

1. Iについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

2. IIについて

[第5条]

各事項について、以下のとおり追加する。

(a) について

第104回国際労働総会（ILO総会）の議題「インフォーマル経済からフォーマル経済への移行」については、ILO懇談会の場での協議が時期的に難しかったことから、書面により協議を行った。それぞれの書面協議の結果、労使代表双方より意見が提出された。（別添1～3参照）。

(b) について

第103回ILO総会で採択された1930年の強制労働条約の議定書及び第203号勧告に係る権限ある機関への提出については、ILO懇談会の場での協議が時期的に難しかったことから、書面により協議を行った。労働者代表から意見が提出され、使用者代表からは意見は提出されなかった（別添4参照）。

(c) について

- ・2015年4月9日に開催したILO懇談会において、対象条約の選定について労使代表の合意を得た上で、ILO第105号条約、第111号条約の2条約について協議を行った。
- ・2014年8月27日に開催したILO海事協議会の場において、実行されていない未批准条約及び勧告に関して労使代表に意見を求めたが、特段発言はなかった。

(d) について

○2014年報告書について

ILO第81号、第87号、第98号、第144号、第159号、第181号条約に関する2014年の報告書の作成については、2014年8月20日開催のILO懇談会前に労使団体に送付してその意見を聞くとともに、懇談会の場において協議を行った。

ILO第8号、第9号、第16号、第22号、第144号、第181号条約に関す

る2014年の報告書の作成については、2014年8月27日開催のILO海事協議会前に労使団体に送付してその意見を聞くとともに、海事協議会の場において協議を行った。

(e) について

2014年8月27日に開催したILO海事協議会の場において、批准条約の廃棄に関して労使代表に意見を求めたが、特段発言はなかった。

〔第6条〕

今次報告期間に開催されたILO懇談会及びILO海事協議会の議事要旨については、別添5～7を参照されたい。

【2014年条約勧告適用専門家委員会からのダイレトリクエストについて】

(1) 国際労働基準に関する三者協議を改善するために講じられる措置

ILO懇談会で検討する未批准条約は、労使よりそれぞれ2条約ずつ提案され、その提案に基づき懇談会の場で検討を実施している。

また、ILO懇談会の開催頻度や開催方法は、政労使三者の合意の上作成された開催要項に基づいたものである。ILO懇談会の開催方法については、労働者代表より、開催頻度の増加、ILO懇談会の公開、毎回基本8条約について議論することを求めたいという意見があった。これを踏まえて、2014年8月20日の懇談会において、政府側よりILO懇談会での議論を公開すると自由な発言ができなくなる可能性があることや、回数だけを増やすと、議論をするための十分な準備ができない可能性があること等という考えを伝えている。これについては、使用者側も同意見であった。また、第5条(c)の通り、2015年4月9日に開催したILO懇談会において、第105号条約及び第111号条約について協議を行った。

今後とも三者協議を促進し、改善するための取組については、労使の意見を踏まえ、協議していきたい。

(2) 三者協議の概要及び結果

上記第5条及び第6条の通り。

(3) ソーシャルパートナーの代表

ILO懇談会のメンバーは、最も代表的な労使団体が自由に選ぶこととされている。この最も代表的な労使団体とは、憲章第3条5に規定する「使用者又は労働者をそれぞれ最もよく代表する産業上の団体」であり、選ぶ基準は、

- ①当該団体の組織の規模
- ②当該団体の構成員である労働者又は使用者が属する産業の幅（広がり）（一つの団体でほとんどの産業をカバーしているか否か）
- ③当該団体の労働者全体又は使用者全体の利益の増進という活動目的及び活動

実績

等を勘案すべきものと考えている。

以上の基準を勘案した結果、日本における最も代表的な労使団体は、一般社団法人日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会としている。

3. IIIについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

4. IVについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

5. Vについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

6. VIについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体) 一般社団法人 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

平成26年11月29日

ILO「インフォーマル経済からフォーマル経済への移行」勧告案に対する
日本政府意見

1. パラグラフ19について

最低【生活】賃金、という言葉の定義が不明確であることから、最低賃金、
という文言が適切である。

2. パラグラフ20について

事務局案の「加盟国は、租税や拠出、社会及び労働関連の法規制の回避を
予防するために、適切なインセンティブ、法の実施と制裁の適用をするため、
適切な手段を取ること。」という表現を支持する。

3. その他のパラグラフについて

事務局修正案及びブラケット内の表現は受入れ可能なため、意見はない。

「インフォーマル経済からフォーマル経済への移行促進」勧告案に対する
日本労働組合総連合会のコメント

2014年11月21日
日本労働組合総連合会

1. 全体的なコメント

全般的に、この勧告案には、フォーマル経済への移行を促進するにあたり政府が何をすべきかについて具体的な記述がされており、このトーンを弱めるべきではないと考える。

「may」という言い回しが随所に見られるが、これは「should」に変更されるべきである。また、限定詞として使われている「as appropriate」、「according to national standards」の表現も、勧告の形式であれば、そのような限定は本来的に備わっているため、避けるべきである。

さらに、「informality」、「formality」という用語を使っている箇所があるが、誤解を避けるため、「informal economy」「formal economy」という用語を用いるべきである。

2. パラグラフ 4(b)

「illicit activities をカバーしない」とすることで、路上の物売りやゴミ拾いのような行為が勧告の範囲から簡単に除外されるべきではない。よって、4(b)を、以下のように修正することを提案する。

「(b) does not cover criminal activities, such as production and smuggling of illegal drugs, the illicit manufacturing and trafficking in firearms, trafficking in persons and money laundering, as defined in the relevant international treaties.」

さらに、4(b)で、すべての国際諸条約が現在「犯罪行為」と定義しているものをリストアップすることを提案する。

3. パラグラフ 6(c)および(d)

事務局は、コメンタリーにおいて、6(c)と 6(d)の統合を提案しており、この統合を支持する。しかし、「employees」は「workers」に変更すべきである。また、カギ括弧内のテキスト「including in subcontracting and supply chains,」をこのパラグラフに含める必要性を強調する。

4. パラグラフ 8(i)

「domestic workers and subsistence farmers」に対する言及（カギ括弧内のテキスト）をこのパラグラフに含めることを強く支持する。

5. パラグラフ 8 への新サブパラグラフの追加

第 202 号勧告におけるような結社の自由、協議の権利への言及を以下の新サブパラグラフに追加することを強く提案する。

「full respect for collective bargaining and freedom of association for all workers」

6. パラグラフ 12

「address」を「aim at」に置き換えるとの事務局コメントリーの提案は支持しない。

7. パラグラフ 12(o)

「natural resources」に対する言及（カギ括弧内テキスト）が含まれることを強く支持する。

8. パラグラフ 15 及び 16

事務局は、2つの新パラグラフ、さらに、事務局コメントリーでは 16(f)の後に新パラグラフを追加することを提案している。

新パラグラフの追加は支持するが、これはセクションIVの「雇用政策」ではなく、セクションVIの「インセンティブ、コンプライアンスおよび執行」に据え、現行案 21(b)と入れ替える方がより適切であると考えます。

9. パラグラフ 19(a)

「minimum living wage」（「living」が現在カギ括弧）への言及を強く支持する。この勧告案の序文で想起されるフィラデルフィア宣言 3d や、2014 年 ILO 総会の最低賃金の決定に関する一般調査においてもこの概念を含んでいる。インフォーマル経済の労働者やその家族の必要を満たすため、収入の確保に向けた対策の実施についてのガイダンスを作成するために、この言及は重要である。

さらに、19(a)の最後にある「where such protection exists」という文言は削除すべきである。現在のテキスト全体を読むと、すべての保護のための対策は「そのような保護が存在する場合」のみ拡張されるべきと読まれる懸念がある。

10. パラグラフ 20

事務局コメントリーで提案しているテキストを支持する。パラグラフ 20 の現行テキストは削除し、入れ替えるべきである。そのうえで、現行のパラグラフ 22(e)に移動させ、入れ替えることを提案する。

11. パラグラフ 21(a)

「and compliance with laws and regulations」の文言を削除することを強く提案する。現行のサブパラグラフは、フォーマル経済への移行の障壁を減らす方策として、法令遵守を弱めることに言及していると読まれる可能性がある。とりわけ、それが労働者の権利に係る法令であれば、受け入れられない。法令遵守の改善は移行の過程の一つであるべきである。

12. パラグラフ 22(a)

「, and ensuring recognition and enforcement of formal employment relationships,」（カギ括弧内のテキスト）は、勧告が含むべき重要な要素であるので、強く支持する。

13. パラグラフ 22(e)

上記 10 で述べたとおり。

14. パラグラフ 23

「collective bargaining」で文章を終わりにし、「including」以下を削除することを提案する。また、「enjoy」の後に「the right to」を挿入することを提案する。結社の自由と団体交渉は、「including」以下に記述されている権利だけでなく、ILO 第 87 号・98 号条約および妥当な ILO の監視機構の幅広いジュリス・プリューデンスにおいて反映される他の権利も含むことを強調したい。

15. パラグラフ 26

事務局コメントリーで代替案を提案しているが、現行テキストを変更しないことを支持する。現行テキストは、2013 年の専門家会合および 2014 年総会で、労働側グループと使用者グループの間で議論し、合意されたものである。

16. パラグラフ 29

事務局コメントリーは、柱書の文中にある「as appropriate」の位置を最後に移動させることを提案しているが、この提案を強く支持する。現行テキストの柱書は社会的パートナーとの協議は「as appropriate」であるときのみ行うべきと読まれる可能性がある。

以 上

『ILO「インフォーマル経済からフォーマル経済への移行」 勧告案に対する日本政府意見』に対する経団連のコメント

【全般的なコメント】

ILO 事務局提案の勧告案文は二次討議の素材として十分であると考えます。ただし、文書は労働者の権利に関する記述が突出しており、企業のフォーマル化に関する施策等についてより考慮されるべきである。

【個別項目について】

The Preamble

全般的なコメント：

- ・ 日本使用者は前文を短くすると ILO 事務局提案に賛成する。
- ・ GB. 322/WP/GBC/1 の第 4 パラグラフにも記載のあるとおり、総会の議論において、序文から議論するのではなく、本体部分から議論を始めるべきである。

個別項目について：

- ・ 第 6 パラ中：the denial という単語を lack に置き換えるべき。使用者が常に権利を無視しているように読めるため。
- ・ 第 21 パラ中：workers' organizations の後に can を入れるべき。

I. OBJECTIVES AND SCOPE

- ・ 1 b) について：sustainability を sustainable enterprises and に置き換えるべき。持続的な企業がなければ、雇用も創造できないため。
- ・ 6 c) について：日本使用者はかぎ括弧内の including in subcontracting and supply chains” を盛り込むことには反対である。

II. GUIDING PRINCIPLES

- ・ コメントなし

III. LEGAL AND POLICY FRAMEWORKS

- ・ 12. 文中の “address” を “aim at” で置き換えるべき。
- ・ 12 a) 文中の “the generation of” の後に “sustainable enterprises and” を挿入し、“quality を “decent” に置き換える。さらに、文末の “based on decent work” を削除する。

IV. EMPLOYMENT POLICIES

- ・ コメントなし

V. RIGHTS AND SOCIAL PROTECTION

- ・ 事務局のセクション名変更には賛成。
- ・ 18 b) 事務局案のとおり、“employers and workers” を “health protection to” の後に挿入する点に賛成である。
- ・ 19 a) “living” を加えることに反対。対象はあくまでも minimum wage であるべきで minimum living wage はそもそも定義がない。
- ・ 20. ILO 事務局の修正文言に賛成である。

VI. INCENTIVES, COMPLIANCE AND ENFORCEMENT

- ・ 21 b) “social protection, justice and rights to work” を “skills programmes” の後に挿入する ILO 事務局案には反対する。すでに skills and social protection などの項目でカバーされている。

VII. FREEDOM OF ASSOCIATION, SOCIAL DIALOGUE AND ROLE OF EMPLOYERS’ AND WORKERS’ ORGANISATIONS

- ・ 26. ILO 事務局案にテキストを置き換えることに賛成する。

VIII. DATA COLLECTION AND MONITORING

- ・ 特段のコメントなし

IX. IMPLEMENTATION AND FOLLOW-UP.

- ・ 29、30 について、ILO 事務局案に置き換えることに賛成する。

ANNEX

- ・ 当該 ANNEX については、一次討議においても使用者として不要との認識をもっているところである。

以上

**1930年の強制労働条約の2014年の議定書および
強制労働の実効的な廃止のための補足的な措置に関する勧告（第203号勧告）
の国会報告に対する意見**

2015年4月17日
日本労働組合総連合会

わが国では、外国人技能実習制度について人権侵害などの問題が指摘されることも多い。第29号条約の国内適用に関するILO条約勧告適用専門家委員会の見解(2012年)でも、日本政府に対し、「外国人技能実習生の保護を強化することを目的とした法令上及び実行上講じられた様々な措置に関する情報を引き続き提供するよう要請する」との意見が表明されている。また、第29号条約は、中核的労働基準8条約の1つであり、議定書はその内容を改正・補完するものであること、さらには、2014年のILO総会で日本の政労使を含む世界の圧倒的多数の政労使の賛成で採択されたことなども踏まえ、早期の批准に向け、関係法令等の精査に着手すべきである。

また、勧告についても、早期に内容を精査し、労働搾取の防止、人身取引被害の未然防止、人身取引被害者保護・支援強化に向けた措置を積極的に講じていくべきである。

以 上

第 2 3 回 I L O 懇談会議事要旨

1. 日時：平成 2 6 年 8 月 2 0 日（水） 1 5 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

2. 場所：経済産業省別館 1 0 8 各省庁共用会議室

3. 出席者：（敬称略）

（1）労働者側

日本労働組合総連合会国際顧問	桜田 高明
日本労働組合総連合会総合労働局長	新谷 信幸
日本労働組合総連合会総合国際局長	吉田 昌哉

（2）使用者側

日本経済団体連合会国際協力本部副本部長	松井 博志
日本経済団体連合会国際協力本部	間利子 晃一

（3）政府側

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）	伊澤 章
厚生労働省大臣官房国際課長	井内 雅明

4. 議題

○報告案件

議題 1 第 1 0 3 回 I L O 総会について

- 1) 政府からの報告
- 2) 意見交換

○協議案件

議題 2 2 0 1 4 年 年次報告について

- 1) 政府からの説明
- 2) 意見交換

5. 議事要旨

議題 1：第 1 0 3 回 I L O 総会について

伊澤総括審議官（国際担当）からの挨拶、井内国際課長からの出席者紹介に引き続き、政府側より資料 1 に基づき第 1 0 3 回 I L O 総会の概要報告がなされた。

○ 基準適用委員会について

（労働者側）

慌ただしかった面もあったが有意義な総会であった。ただ、基準適用委員会での個別審査が事実上頓挫したことは深刻な問題。来年も同じことが繰り返されないよう、本年 1 1 月の理事会では政労使三者で健全化に向け努力したい。

（使用者側）

健全化は必要だと認識しているが、個別審査において深刻なケースとされる 6 件の個別事案以外の 1 9 件の結論が採択されなかった事実について、使用者側は労働者側と異なる見方をしている。労使が合意できなかったのは 1 9 件のうちスト権に関わる 3 件であり、

全ての個別事案が合意できないわけではないという認識である。

1930年の強制労働条約（第29号）の2014年の議定書は多くの国が受け入れられる内容になった。基本条約の1つである第29号条約に付随する議定書について、政府が毎年未批准である理由を説明しなければならないのではないかと。

議題2：2014年 年次報告について

政府側から資料2-1から2-8、参考資料に基づき、第81号条約、第87号条約、第98号条約、第144号条約、第159号条約及び第181号条約について説明がなされた後、意見交換が行われた。

○第81号条約

（労働者側）

福島第一原子力発電所の廃炉作業に取り組む労働者の予防措置に関し、廃炉作業は数十年間要する一方、被曝線量は蓄積されるため、必要な技術を有する労働者の継続的な確保が重要である。また、事業主に限らず政府も労働者の確保体制を敷くとともに、労働者のメンタルヘルスに関する十分な対策が必要である。

労働基準監督官の削減の問題については、国家公務員の定数削減の状況下において、監督官も例外なく削減されていることを危惧する。労働者の健康と命を守る監督官の十分な数の確保をお願いしたい。

労働災害については、労働安全衛生法が改正され、第12次労働災害防止計画が動いているものの、労災による死亡者数が増加しているところであり、監督官の数の確保をお願いしたい。

（使用者側）

福島原発で法令以上の取組を行い、退職した労働者へのフォローを行っている点も御理解いただきたい。本年度の基準適用委員会で本件が取り上げられる可能性があったが、仮に取り上げられた場合、福島県や近隣地域への風評被害につながるおそれがあった。

労働基準監督官の採用数については、世界的に比較すると少ないかもしれないが、日本では相談センターや電話相談など、それを補う取組を行っている。監督官の数のみ増加させれば解決するものではない。

（政府側）

福島第一原子力発電所の労働者確保については、炉の設置者である東電が主体となって行っているところであるが、政府としても、廃炉・汚染水対策現地事務所が現地の関係企業にヒアリングを行い、労働環境改善に向けた作業員の要望を把握し、東電による労働環境の改善策への反映につなげる等の取組を行っている。

労働基準監督官の人員確保については、これまでも必要な監督体制の確保に努めるとともに、創意工夫により監督指導を効率的かつ効果的に行っている。今後とも、現場の状況を見極め、厳しい行財政事情を踏まえつつも、必要な監督体制の確保に努めていきたい。

労働基準監督官の増員よりも適正な配置が重要ではないかという御指摘については、各労働基準監督署における管内事情を踏まえ、労働基準監督官を適切に配置しており、今後とも、労働基準監督官の適切な配置に努めてまいりたい。

○第87・98号条約

（労働者側）

消防職員と刑事施設職員の団結権付与について、政府報告によれば、第87号条約と第

98号条約は、ILOの1954年（第12次）と1961年（第54次）の結社の自由委員会の報告に基づき批准されたと説明している。しかし、これらの報告には誤解などの問題があり、これに基づき批准されたとすれば問題である。精査を求めたい。

公務員の争議権については、専門家委員会も指摘しているように、「国家の運営に従事する公務員以外の公務員」については、これを認める措置を早急に検討していくべき。

公務員制度改革については、4月の国家公務員法等改正法案の審議の際の国会の附帯決議に基づき、また、6月の結社の自由委員会第372次報告の第2177号案件に対して出された9回目の勧告に沿って、遅滞なく新しい法案を提出すべきである。

地方公務員の給与削減については、結社の自由委員会も政府が地方自治体職員の給与削減を強制できないとしているところであるものの、実態上、地方交付税は地方自治体職員の給与削減を条件に交付されている状況にあることを注意喚起したい。

（使用者側）

消防職員と刑事施設職員の団結権付与に関しては、政府のこれまでの説明が正しいという前提で使用者側として支持してきている。専門家委員会や結社の自由委員会から指摘があれば繰り返し日本の状況を説明するべきである。

公務員制度改革については、専門家委員会や結社の自由委員会から度々指摘されていると認識している。自律的労使関係制度は国民の理解を得た上で対応するという日本政府の基本姿勢を貫いていただきたい。

技能実習制度については、適正に活動を行う受入団体にはインセンティブを与えることを提案する。

（政府側）

消防職員と刑事施設職員の団結権付与について。消防職員の団結権を含む地方公務員の労働基本権のあり方については、国家公務員制度改革基本法附則第2条において「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する」こととされている。国家公務員の自律的労使関係については、担当の稲田大臣からも「これまでの経緯を踏まえれば、多岐にわたる課題があり、いまだ国民の理解が得られるような段階にはない。引き続き慎重に検討する必要がある」と答弁されているところである。また、民主党政権下の平成24年11月15日に消防職員の団結権の回復を含む法律案が国会に提出されたところであるが、翌16日には衆議院の解散により廃案となったところ。その際には、全国市長会と全国町村会を含む地方六団体などから、「消防職員の団結権等の付与は指揮命令系統の混乱をもたらす消防活動に支障をきたす」、「議論を尽くすべきとの意見にかかわらず、法案の閣議決定を行ったことは遺憾である」といった反対の意見が表明されていたところ。このようなことから、消防職員の団結権を含む地方公務員の労働基本権のあり方については、今後とも国家公務員についての動向を踏まえ、関係者の御意見をよく伺いながら、対応する必要があると考えている。

なお、1954年と1961年の報告の御指摘は、もう少し確認させていただきたい。

公務員制度改革については、政権交代以降も、自律的労使関係制度をはじめ、国家公務員を巡る各種の論点について、労働組合（職員団体）などの関係者と意見交換を重ねてきたところである。自律的労使関係制度については、多岐にわたる課題があることから、本年4月に成立した改正国家公務員法では盛り込まれなかったところであり、改正法により新たに創設されることとなった内閣人事局において、引き続き慎重に検討していく必要があると考えている。

（労働者側）

技能実習制度に関し、米務省の人身取引報告書に、日本の技能実習制度は奴隷契約だと毎年のように記載されているが、これを放置したまま毎年同報告書に記載されると、大きな問題になる。

(使用者側)

技能実習制度は第98号条約の問題として挙げられているが、第29号条約の問題でもあると認識している。国内のエージェントの問題か、送り出し機関の問題か、政府の対応の問題か。いずれにしても、適正な運営はどのようにあるべきか議論を深める必要がある。

(政府側)

米務省の人身取引報告書は我々も認識しているし、技能実習制度がILO第29号条約とも関連していることも認識している。その中で、政府としても技能実習制度の見直しも適切に行うよう政府も努力していきたい。

○第144号条約

(労働者側)

ILO懇談会の運営に関し、審議する条約の選定について労働側の意見を反映させること、未批准条約を批准するために改正すべき国内法や慣行の公表、あわせて、当懇談会の公開や開催頻度の増加を引き続き求める。情報公開は時代の趨勢であり、懇談会の公開は議論の質の向上にもつながる。

(政府側)

ILO懇談会の運営は、平成13年の政労使申合せに基づき行われているところであるが、懇談会をよりよいものにするために引き続き御相談させていただきたい。

開催頻度については、会合を意義あるものとするには十分な準備が必要であるとともに、その間に総会や理事会もあり、年2回が一番適切ではないか。

(労働者側)

ILO懇談会の政労使申合せの見直しに向けた具体的な作業を行えるようにしていただきたい。

(使用者側)

年次報告は正文の英文でILOに提出されるため、英文も暫定的なもので良いので適切に労使団体に提供いただきたい。

(労働者側)

使用者側と同意見。ILO事務局に対してより丁寧にする観点からは、法案や会議体等の名称の英訳は三者で同一の用語を用いるべきであり、英文を事前に提供いただきたい。

(政府側)

日本語がなかなか確定しないため、英文が追いつかない側面もあるが、できる限り早期にお示ししたい。

○第159号条約

(労働者側)

2013年は障害者雇用や障害者差別の分野で法改正がなされたが、具体的な方針や取組は労使並びに障害者の意見を十分踏まえて検討すべきである。

(政府側)

御指摘のとおり、障害を理由とする差別禁止、あるいは合理的配慮の指針策定にあたっては、今後、公労使障の四者で構成される労政審部会において十分な検討を行いたい。

○第181号条約

(労働者側)

先の国会で審議未了のため廃案になった労働者派遣法の改正法案は、労政審でとりまとめられた報告書がベースになっているが、世界標準である派遣可能期間の制限や均等待遇原則が盛り込まれていない点に反対である。労働者保護に資する抜本的な修正がなされるべきである。

(使用者側)

労働者側と全く逆の立場。今回の改正法案は登録型派遣あるいは製造業派遣の課題の解決に資するものであり、成立に向けた努力を期待したい。

(政府側)

派遣期間の制限については、今回の見直し案では、有期雇用の派遣労働については、直接雇用の労働者に比べ雇用の安定やキャリア形成が図られにくい面があること等、雇用と使用が分離した形態であることによる弊害があるとの考え方の下に、常用代替防止という考え方を基本的に維持することとしている。そのため、派遣労働は原則として臨時的・一時的な働き方と位置付け、派遣労働への固定化を防ぐ、派遣先の常用労働者を代替しないよう、派遣労働の利用は原則として臨時的・一時的なものに限る、という2つの観点から、雇用の安定やキャリア形成が図られやすい等一定の条件を満たすものを除いて、有期雇用の派遣労働を新たな期間制限の対象とすることとしている。この考え方を踏まえ、今回の見直し案では、労働者が派遣労働という働き方に固定されることを防ぐための個人単位の期間制限と、派遣労働者が派遣先の常用労働者を代替することを防止するための派遣先の事業所単位の期間制限の2つの期間制限を設けることにより、派遣労働への固定化の防止と常用代替防止を図ることとしている。

均等待遇原則については、我が国の賃金制度は、職務給は主流ではなく、ある程度長期的な雇用・人材育成を想定して労働者の待遇を決定していることが多い。このため、職務の内容が同じ労働者は原則として待遇を同じにするという意味においての均等待遇は普及していないと承知している。このような現状では、正社員との均等待遇を求めるのではなく、個々の態様に着目して均衡待遇を推進していくことが、処遇改善に有効と考える。労働者派遣の場合、第1に、派遣先を異動する場合に、派遣先ごとに待遇が大きく変わる可能性があり得ること、第2に、派遣先の労働者との均衡を図ろうとすると、同じ派遣元で雇用される派遣労働者同士や、派遣元の内勤の社員との不均衡が生じ得ること、第3に、派遣先は雇用主ではないため、派遣労働者の労働条件を決定する権限がないこと等の特性があることから、今回の見直し案により、派遣先にも協力を求めることで一層の均衡待遇の確保を図ることとしている。

(了)

第 24 回 ILO 懇談会議事要旨

1. 日時：平成 27 年 4 月 9 日（木）10:00～12:00

2. 場所：厚生労働省共用第 9 会議室（19 階）

3. 出席者：（敬称略）

（1）労働者側

日本労働組合総連合会国際顧問	桜田 高明
日本労働組合総連合会総合労働局長	新谷 信幸
日本労働組合総連合会総合国際局長	吉田 昌哉

（2）使用者側

日本経済団体連合会国際協力本部長	川口 晶
日本経済団体連合会労働法制本部長	輪島 忍
日本経済団体連合会国際協力本部副本部長	松井 博志

（3）政府側

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）	伊澤 章
厚生労働省大臣官房国際課長	井内 雅明
厚生労働省大臣官房国際課統括調整官	大鶴 知之

4. 議題

- （1）第 323 回 ILO 理事会について
- （2）未批准条約について
 - ・第 105 号条約について
 - ・第 111 号条約について

5. 議事要旨

議題 1：第 323 回 ILO 理事会について

伊澤総括審議官からの挨拶、政府側からの出席者紹介に引き続き、政府側より資料 1 に基づき第 323 回 ILO 理事会の概要説明がなされた。

（労働者側）

1) 2016－2017 年計画予算案について

ILO は 2019 年に 100 周年を迎えるため、2016 年、2017 年はその節目に備えるための期間という位置づけにして、様々な事案について取り組んでいきたい。技術支援のあり方についても、より強力なものとなるよう検討していくべきと考えている。

2) 労働安全衛生分野を含む ISO との協働について

労働者側として意見を集約し、労働者側の意見を作ろうという動きが出始めている。11 月理事会での進捗状況のレビューに向けて、日本の労働者側としても、政労使で情報を共有しながら知見を深め、検討していきたい。

3) フィジーにおける政府による労働組合弾圧への対応について

日本政府にもご尽力頂き、良い方向に導くことができたと考えている。感謝申し上げたい。

4) カタールにおける労働条件の問題について

カタールでは、70 万人もの移民労働者が劣悪な状況を強いられている。カタールの案件については、適正な労働条件が確保されるよう、労働者側として、今後も力を入れていきたい。

5) 第 106 回 (2017 年) 以降の ILO 総会議題について

労働者側としては、2017 年の総会において「職場における男女への暴力」を議題として取り上げたいと考えている。政府側、使用者側にも同意いただけるよう、説明してまいりたい。

(使用者側)

1) 2016-2017 年計画予算案について

2016 年から 2017 年の計画予算の政策指標について、ガバナンスの指標なのか、結果を求める指標なのか、非常にオーバーラップしている。日本として、指標設定の仕組みについて ILO に確認を求め、適切な指標作りを求めていくべきだと考えている。

2) 監視機構の問題について

今後複数の監視機構の仕組みを整理することになっており、使用者側として問題意識を高く持っている。申立てのあった案件について、ILO が受け付け、審議すべきかということを含めて検討することについて、使用者側として訴えていきたい。

3) 労働安全衛生分野を含む ISO との協働について

ISO は国際機関でありながら、民間の組織でもある。11 月の理事会には ISO の労働安全衛生マネジメントシステムが実質的に完成するが、ILO の考える文言とは異なるものとなれば、ILO として賛成していないと主張しなければならないのではないかと危惧している。

4) カタールにおける労働条件の問題について

カタールは労働条件が劣悪であると言われているが、言われているほどひどくはないという意見もあり、労働者側と使用者側の両方の意見を聞くことが重要である。ILO のハイレベルミッションを送るようにと主張する国もあったが、まずは、カタール政府が適切な対応していくことが重要ではないかと考えている。

5) 第 106 回 (2017 年) 以降の ILO 総会議題について

労働者側は「職場における男女に対する暴力」について議論したいとのことであるが、国際労働基準を設定することは困難だと考えている。セクハラやパワハラに関する議論が行われると思うが、各国それぞれで対応を検討すべきである。

議題 2 : 未批准条約について

○第 105 号条約

(労働者側)

- 1) 105 号条約に批准の障害があるということは理解したが、障害を除去していく取組はしているか。
- 2) 安倍総理が国際的な国家や世界トップレベルの日本を作るといっているのであれば、積極的に批准に向けた対応を行ってほしい。人権擁護の点で日本は批准国に比べて遜色があるとは思わないが、国際社会の場で、批准していないことを政治的に利用される危険性があることも否定できない。世界の 4 分の 3 が批准しているため、日本が批准しないことによるリスクは大きいと考えている。

(使用者側)

- 1) 公務員の政治的見解の発表に対する懲役刑さえなくなれば批准できる、遵守しているということになるのか。公務員の政治的見解の発表に対する懲役刑の代替となるものはあるのか等について、議論を深めていく必要がある。
- 2) ILO が、小中学校の教員の政治的活動の制限について、改善を検討すべきと指摘している事例があるが、日本においても同様に対応すべきかどうかは慎重に検討すべきである。

(政府側)

- 1) 厚生労働省だけでなく、関係省庁も問題の所在を認識しているが、各省庁の考え方もあるため、どのような形で今後進めていくべきかを含め相談していきたい。
- 2) 懲役刑が 1 つの批准の障害となっているのは事実だが、懲役刑をなくせば批准できるという確証はない状況である。条約と国内法との整合性をどのように確保すべきか、そのためにどのような方法があるのかについて関係省庁と相談の上、検討する必要があると考えている。

○第 111 号条約

(労働者側)

- 1) 111 号条約の未批准国は 13 ヶ国と少数である。日本は批准について慎重に検討し、適切に対応しようとしていることは敬意を表するが、少しでも批准について具体的に前に進めてほしい。
- 2) 国内の専門家は、国内法令が条約の内容とひとつも乖離しないことを確保した上で批准できればよいが、それでは半永久的に批准できないと言っている。批准後、個別的に矛盾点を是正していくことで、条約の義務を果たしていると言えるのではないか。

(使用者側)

- 1) 中核 8 条約を批准しないリスクについては理解できるが、ILO の専門家委員会が指摘している事項が日本においても本当に問題かということについては、十分に整理しなければならない。
- 2) 外交官や公務員の採用について国籍条項がついているが、これも差別にあたるのか。外交官や大臣は自国民としても問題ないと思うがどうか。

(政府側)

- 1) 日本政府としては、条約に関する国内法を整備した後に批准するという閣議決定がある。日本政府としては、法整備が不十分な状態で批准すると、国際的な信頼を損なうということもあるのではないかと考えている。

- 2) 条約中に明確にこれは差別ではないと定められているものがいくつかある。例えば、一定の技術を要するような特定の業務に対して設けている除外や優先は差別待遇とみなしてはならないと記載されている。外交官や大臣に国籍要件が定められていることが差別待遇に該当しないといえるかについて、ILO の考えが明確に示されているものは把握できていないので、精査したい。

平成 26 年 8 月 29 日

問い合わせ先

国土交通省海事局

船員政策課

伊崎 内線) 45-103

木内 内線) 45-133

直通) 5253-8651

FAX) 5253-1643

第 11 回 ILO 海事協議会の概要について

国土交通省海事局は、国際労働機関（ILO）の活動に関する事項のうち海上労働に係るものについて協議を行うため、ILO 第 144 号条約に基づき、政府、使用者及び労働者の代表者による「第 11 回 ILO 海事協議会」を開催いたしました。

1. 日 時

8 月 27 日（水） 10：00～12：00

2. 場 所

中央合同庁舎 2 号館 15 階 海事局会議室

3. 出席者

(1) 労働者代表

全日本海員組合政策局長、同国内局国内部長、同水産局水産部長（代理出席）

(2) 使用者代表

一般社団法人日本船主協会海務部長（代理出席）、日本内航海運組合総連合会審議役、一般社団法人大日本水産会事業部部長、一般社団法人日本旅客船協会労海務部長

(3) 政府代表

国土交通省海事局船員政策課長、同安全衛生室長、同国際業務調整官、同課長補佐

水産庁漁政部企画課課長補佐（漁業労働班長）

4. 会議の概要

2014年 ILO 年次報告関連について

事務局から本年の年次報告の内容を説明いたしました。

本年、ILO 事務局より提出を求められている 10 条約のうち、本協議会の対象となるのは、○を付した海上陸上の労働に共通する条約 2 本、及び◎を付した海上労働に関する条約 4 本です。

◎船舶の滅失または沈没の場合における失業の補償に関する条約（第 8 号）

◎海員に対する職業紹介所設置に関する条約（第 9 号）

◎海上に使用せらるる児童及び年少者の強制体格検査に関する条約（第 16 号）

◎海員の雇入契約に関する条約（第 22 号）

○国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約
（第 144 号）

○民間職業仲介事業所に関する条約（第 181 号）

上記条約について、前回報告時（第 144 号については 2012 年、第 181 号については 2010 年、その他については 2009 年）からの変更点は以下のとおりです。

《主な変更点》

- ◎ [第 8 号] 船員の適用を受ける船員数及び対象事業者数
2014 年：74,892 人、6,529 事業者（2009 年：82,953 人、7,580 事業者）
- ◎ [第 9 号] 地方運輸局等の船員労政課等を通じて雇用された船員数
2014 年：5,618 名（2009 年：6,590 名）
- ◎ [第 16 号] 船員の健康証明書に係る船員法第 83 条違反件数
2014 年：2 件（2009 年：5 件）
- ◎ [第 22 号] 全国の船員労務官の配置数
2014 年：179 人（2009 年：175 人）
- [第 144 号] ILO 海事協議会の参集者
2014 年：国土交通省海事局船員政策課長（2012 年：国土交通省大臣官房参事官）
- [第 181 号] 派遣船員として雇用されている船員の一日あたりの平均数
2014 年：3,098 人（2010 年：2,125 人）

※なお、我が国において 2014 年 8 月 5 日に発効した海上労働条約については、2015 年に年次報告をする予定となっております。